



神奈川県

KANAGAWA

令和7年度

私立高等学校等

学費支援

NEW! 令和7年度から対象を拡充しました

年収 **750**万円未満
の世帯まで
授業料が実質無償化

最大
468,000円

多子世帯で
年収 **910**万円未満
の世帯まで授業料が実質無償化

最大
468,000円

住民税非課税世帯まで
入学金が実質無償化

最大
211,000円

年収910万円以上の世帯を対象に最大118,800円を支給する「高校生等臨時支援」については、リーフレットに記載していません。学校を通じて別にご案内いたします。

授業料等の返還時期や方法は
学校により異なりますので
学校に直接お問い合わせください。

年収に関わらず、リーフレットの内容をよく、ご確認ください。

発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話:045-210-3793(直通) 受付時間:平日8:30~12:00、13:00~17:15
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



返還不要

お申込みは 高校入学後!

高等学校等
就学支援金

学費補助金

神奈川県
高校生等
奨学給付金



各制度の補助額

point!

年収は目安です。

審査の際は所得区分(住民税に基づく基準額を用いた計算の結果)で判断されます。所得区分の確認方法は4ページをご覧ください。

	所得区分 (確認方法は4ページ参照)	授業料補助		入学金補助	補助上限額
		① 高等学校等就学支援金 (国の制度)	② 学費補助金 (県の制度)	② 学費補助金 (県の制度)	
年収目安「モデル世帯」	生活保護～ 住民税 非課税世帯 令和7年1月1日 時点で生活保護 又は 県民税・市町村民税 の所得割額が0円 (非課税)	396,000円 通信制 297,000円	72,000円 通信制 171,000円	211,000円	授業料 468,000円 入学金 211,000円
	270万円～ 590万円未満	154,500円 未満			授業料 468,000円 入学金 100,000円
	590万円～ 750万円未満	227,100円 未満	+	349,200円	
	750万円～ 800万円未満	251,100円 未満	+	74,400円	
	多子世帯	251,100円 未満	+	349,200円	
	800万円～ 910万円未満	304,200円 未満			
	多子世帯	304,200円 未満	+	349,200円	

※ モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯

※ 多子世帯…23歳未満の扶養している子ども(令和7年度の条件:生年月日が平成14年4月2日以降)が3人以上いる世帯

※ 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

対象となる制度をご確認ください。

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住 所	高校等所在地 ※1	① 高等学校等就学支援金(国)	② 学費補助金(県) ※2
[生徒・保護者等ともに] 県内在住	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

※1 通信制の場合は本母校の所在地で判断します。県内の学習等支援施設(サポート校等)に通う場合でも、本母校が県外にある通信制高校に在学している場合は「県外設置」の扱いとなります。

※2 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
単身赴任により保護者の一方が県外在住(国内に限る)の場合も対象となります。

お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

1

高等学校等就学支援金

● 国の制度 ○ 返還不要

① 高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分	授業料補助 (年額)
	令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	
生活保護	(令和7年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
非課税～ 590万円未満	154,500円未満	
590万円～ 910万円未満	304,200円未満	118,800円

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、学校が設置されている都道府県に申請します。
- ▶ 解雇や病気で働けないなど、やむを得ない理由(定年退職を除く)によって家計が急変した場合の家計急変支援制度もあります。

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

令和7年4月～6月分の授業料補助については、令和6年度の税額で判定します。

2

学費補助金

○ 県の制度 ○ 返還不要

お申込み

全学年
6月頃

② 学費補助金			
年収の目安	所得区分	授業料補助 (年額)	入学金補助 (入学年度の1回のみ)
	令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1		
生活保護～ 住民税非課税	令和7年1月1日時点で生活保護 又は 県民税・市町村民税の所得割額が0円 (非課税)	72,000円 (通信制171,000円)	211,000円
270万円～ 590万円未満	154,500円未満		100,000円
590万円～ 750万円未満	227,100円未満	349,200円	
750万円～ 800万円未満	251,100円未満	74,400円	
多子世帯※2	251,100円未満	349,200円	対象外
800万円～ 910万円未満	304,200円未満	対象外	
多子世帯※2	304,200円未満	349,200円	

NEW! 令和7年度から対象を拡充しました

県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等とともに**県内**在住、かつ**県内**設置(通信制の場合、本部校が県内設置)の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

▶ **対象校**は県のホームページをご覧ください。



◀ 対象校一覧

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyousei/gakuhisien/gakuhihojyo.html>

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

※2 多子世帯とは23歳未満の扶養している子ども(令和7年度の条件:生年月日が平成14年4月2日以降)が3人以上いる世帯です。

生徒が早生まれの場合の所得区分の算定について

生徒の生年月日が以下の表に該当し、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、「当該生徒を自己の扶養親族としている」保護者等の計算を次のとおり行い、所得区分を算出します。

「当該生徒を自己の扶養親族としている」保護者等※の計算方法:

(市町村民税の課税標準額－33万円) × 6% － 市町村民税の調整控除の額

※ []内に該当しない保護者等の計算は、通常どおり「(市町村民税の課税標準額) × 6% － 市町村民税の調整控除の額」で行います。

生徒の生年月日	制度	上記計算を使用する補助対象期間
平成20年1月2日～4月1日	① 高等学校等就学支援金	令和7年4月分～令和7年6月分(3か月分) ※令和6年度の税額で算定
平成21年1月2日～4月1日	① 高等学校等就学支援金	令和7年7月分～令和8年6月分(12か月分) ※令和7年度の税額で算定
	② 学費補助金	令和7年4月分～令和8年3月分(12か月分) ※令和7年度の税額で算定

3

神奈川県高校生等奨学給付金

● 県の制度 ○ 返還不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。(県外の私立高等学校等に通う場合も申請できます。)

次の①～③すべてに該当する世帯が対象です。

①保護者等が神奈川県に在住

②生徒等が令和7年7月1日現在、私立高等学校等(特別支援学校は除く)に在学

③「生活保護(生業扶助)を受けている世帯」又は

「保護者等全員の令和7年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円(非課税)の世帯」

※高等学校専攻科に通う生徒の受給要件については、県へお問い合わせください。

▶ 家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付もあります。



③ 神奈川県高校生等奨学給付金		支給単価
令和7年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている		52,600円
令和7年度の県民税・市民税所得割額が0円(非課税)※	全日制・定時制の学校	152,000円
	通信制・専攻科の学校	52,100円

※所得割額が0円(非課税)であれば、均等割額が課税されていても対象となります。

申請の方法

①

高等学校等
就学支援金

高校等に入学者、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

②

学費補助金

■ 「高等学校等就学支援金」や「学費補助金」は、学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日返還する場合があります。

■ 返還の時期や方法は学校により異なりますので、詳細は 学校に直接お問い合わせください。

③

神奈川県
高校生等
奨学給付金

県内
の学校

▶ 申請書は学校が配付。 ▶ 申請書に記入し、添付書類とともに 学校へ提出。

県外
の学校

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和7年6月下旬以降更新予定)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn.html>

▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。



申請書ホームページ▶



補助対象かわからない場合でも、念のため申請することをお勧めします。
所得区分を確認しなくても申請いただくことができます。

所得区分の確認方法

マイナンバーカードを **お持ちの方**

マイナポータル「おかね【税・所得】」で
次の欄を確認してください。

確認欄 **課税所得額(課税標準額)** **市町村民税 調整控除額**

2 へ

マイナンバーカードを **お持ちでない方**

課税証明書(市町村で発行)をご用意ください。

課税証明書は **調整控除の額を記載** する形で申請してください。

1 へ

1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

課税証明書 記載例1

課税標準額	
総所得	〇〇〇〇〇〇円
上記以外の課税所得金額	〇〇〇〇〇〇円

※総所得以外の欄に金額がある場合は、その金額の合計額を計算に使用します。

課税証明書 記載例2

課税標準額	〇〇〇〇〇〇円
-------	---------

point!

市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外に記載されることもあります。

参考【特別徴収税額通知書の場合】

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナポータルで確認してください。

特別徴収税額通知書 記載例

総所得③	〇〇〇〇〇〇円	全項目の合計額が「課税標準額」
山林所得	〇〇〇〇〇〇円	
分離短期譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
分離長期譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
株式等の譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
上場株式等の配当金	〇〇〇〇〇〇円	
先物取引	〇〇〇〇〇〇円	

2. 調整控除の額の確認方法

point!

市町村によっては、申出がある場合にのみ記載するところがあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

2 課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。 ※2、3

市町村民税の課税標準額

× 6% -

市町村民税の調整控除の額 ※1

- ※1 政令指定都市の場合は調整控除の額に 3/4 を乗じます。
- ※2 生徒が早生まれの場合は2ページ「生徒が早生まれの場合の所得区分の算定について」をご確認ください。
- ※3 父母それぞれ別に計算し、計算結果を合算します。

計算の結果、**父母の合計が 304,200円 未満** ですか？

はい

いいえ 「高校生等臨時支援」に該当します※4

3 生徒・保護者等とともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等に在学していますか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

4 2の計算結果が251,100円未満ですか？

はい

いいえ

5 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯ですか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

①「高等学校等就学支援金」 ②「学費補助金」の対象です。

補助額は2の計算結果によって異なります。詳しくは2ページをご覧ください。

※4 「高校生等臨時支援」については、リーフレットに記載していません。学校を通じて別にご案内いたします。

その他の制度

学費支援を必要としている方に対し、貸付けの制度や、高校卒業後、大学等へ進学する方向けの支援制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の貸付制度(返還必要)

神奈川県高等学校奨学金

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、
高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります。)

貸付方法

- ①7月下旬(4~9月分) ②10月下旬(10~12月分)
- ③1月下旬(1~3月分)に本人が指定した金融機関口座に振込みます。

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。
または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が原則2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。
各学校が定める期限までにお申込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

交通遺児育英会奨学金

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)
<https://www.kotsuiji.com/>

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け(一部給付制度あり)

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けない場合

母子父子寡婦福祉資金

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)・区役所
町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

生活福祉資金(教育支援資金)

※返済期限を過ぎた場合には延滞利子が発生します。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL:045-534-6082

https://www.knsyk.jp/service/fukushi-shikin/kashitsuke_kyoiku

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付け

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

高校卒業後、大学等へ進学する方向けの支援制度(返還不要)

高等教育の修学支援新制度

授業料・入学金の免除・減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専修学校(専門課程)に通う学生を支援する制度

詳細は
文部科学省ホームページを
ご確認ください▶

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



給付型奨学金についての問合せ先: 独立行政法人日本学生支援機構

TEL: 0570-666-301 (ナビダイヤル)

月曜~金曜: 9時00分~20時00分(土日祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

※貸与・給付型奨学金に関する手続きのスケジュール等については在学中の高等学校等または、進学先の大学等の奨学金担当窓口にお問い合わせください。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。 SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs

